HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道地区国立大学法人等合同研修実施委員会要項
Citation	北海道大学大学院農学研究科技術部研究・技術報告, 12, 4-4
Issue Date	2005-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35473
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p4.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道地区国立大学法人等合同研修実施委員会要項

平成１６年１１月　１　日
北海道地区支部会議決定

（設置）
第１条　社団法人国立大学協会北海道地区支部に，社団法人国立大学協会北海道地区支部細則（平成16年６月７日北海道地区支部会議決定）第11条の規定に基づき，北海道地区国立大学法人等合同研修実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（任務）
第２条　委員会は，北海道地区の国立大学法人及び文部科学省関係法人の事務系職員（技術系職員を含む一般事務を担当する職員をいう。）の職務に対する能力及び資質向上を図ることを目的とした合同研修を実施することを任務とする。
（組織）
第３条　委員会は，北海道地区の国立大学法人の人事担当課長を委員として組織する。ただし，委員会が必要と認めたときは，文部科学省関係法人の人事担当課長を委員として加えることができる。
（委員長）
第４条　委員会に委員長を置き，国立大学法人の委員の互選により選出する。
２　委員長の任期は１年とし，再任を妨げない。
３　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。
４　委員長に事故があるときには，あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
（議事）
第５条　委員会は，その構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
２　委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決するものとする。
（幹事校）
第６条　幹事校は，委員長の所属する国立大学法人とする。
（庶務）
第７条　委員会に関する庶務は，幹事校の人事担当部署において処理する。
（雑則）
第８条　この要項に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

この要項は，平成16年11月1日から実施する。